

薬剤耐性リスク管理検討会の設置要領

第1 趣旨

- (1) 動物用抗菌性物質は動物の健康を守り、また、安全な食品の安定生産を確保する上で重要な資材である。しかし、その不適切な使用により発生する薬剤耐性菌に係るリスクが常に存在する。
- (2) 動物分野の薬剤耐性対策については、これまでも外部の専門家に意見を求め、その議論も踏まえて畜水産安全管理課で検討し、必要に応じて薬事・食品衛生審議会、動物用医薬品等部会及び動物用抗菌性物質製剤調査会、もしくは農業資材審議会飼料分科会において報告・了承の後、策定した。
- (3) また、平成 28 年 4 月に「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)が決定され、集中的に取り組むべき対策に対応してきたところ。
- (4) これまでのモニタリングの結果や近年の国内外の情勢を踏まえて、現行の対策の妥当性を確認し、新たな課題に対応するべく、外部専門家の意見を求めるため「薬剤耐性リスク管理検討会」を設置する。

第2 付託事項

検討会は、次に掲げる事項に関して、動物分野における薬剤耐性対策を推進するため、関連する情報を収集し、検討の上実行可能で有効なリスク管理措置の提案等を行う。

- (1) 食用動物における耐性菌の発生への対策
- (2) 食品安全委員会のリスク評価結果に応じたリスク管理措置
- (3) 食品安全委員会のリスク評価の対象外の事案に対するリスク評価の要否も含めた検討及びリスク管理措置
- (4) 現行アクションプランの成果指標達成のための対策
- (5) 次期アクションプラン策定に向けた検討
- (6) 愛玩動物における抗菌剤の慎重使用ガイドラインの策定
- (7) その他必要な事項

第3 構成

- (1) 検討会の委員は、薬剤耐性、獣医療、食の安全等に関する有識者で構成する。
- (2) 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。任期途中で退任した場合の後任者の任期は残りの期間とする。
- (3) 必要に応じ、その他の有識者の出席を求めることができる。

第4 座長

- (1) 会議には座長を置く

(2)座長は、委員の互選によって選出する。

第5 ワーキンググループ

(1)検討会には、検討事項の専門性に応じてワーキンググループを置くことができる。

(2)ワーキンググループの委員及びワーキンググループ座長は、座長が指名する。

第6 運営

(1)検討会及びワーキンググループの招集は、畜水産安全管理課長が行う。

(2)議事の運営は、検討会では座長が、ワーキンググループではワーキンググループ座長が行う。

(3)会議の事務は、動物医薬品検査所の協力を得ながら事務局(畜水産安全管理課)が行う。

(4)検討会で検討した結果等は、畜水産安全課長より必要に応じて薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会、動物用抗菌性物質製剤調査会、または農業資材審議会飼料分科会において報告・了承の後、公表・実施する。

(5)委員及び第3の(3)に規定する参加者は、個人や企業の権利または利益を害するおそれがあることから、会議で知り得た情報を開示又は漏えいしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(6)本要領に定めるもののほか、検討会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項については、委員の了承を得た上で、座長が定める。

第7 その他

会議に関する庶務は、畜水産安全管理課で行う。